

2023年8月18日(金曜日)

〔ファクスだより〕

労災保険の給付を受けている方に対する 船員保険からの「上乗せ給付」について

○ 労災保険の休業(補償)給付を受けている場合
職務上の事由や通勤災害による病気やけがにより、療養のため労働をすることができず労災保険の休業(補償)給付を受けている船員の方は、休業手当金の他、船員保険部から休業手当特別支給金が受けられる場合があります。

✓ 休業手当金

船員法の災害補償が労災保険の給付を上回るとき、船員保険から給付を行います。

なお、休業3日目まで(待期間)は労災保険からの給付はありませんが、船員保険からは給付があります。

✓ 休業特別支給金

労災保険で算定された給付基礎日額に30を乗じた額に当てはまる標準報酬月額等級が、船員保険の標準報酬月額等級を下回るとき、法定給付を補完するものとして、船員保険から給付を行います。

対象となる方には、船員保険部から申請書をお送りしますので、ご申請をお願いします。

○ 労災保険の障害給付や遺族給付を受けている場合

職務上の事由や通勤災害による病気やけがにより障害が残った場合や、死亡したため労災保険給付を受けている船員・遺族の方は、船員保険部から次の「上乗せ給付」が受けられる場合があります。

✓ 障害年金、遺族年金、障害手当金、遺族一時金

✓ 特別支給金、経過的特別支給金

船員法の災害補償が労災保険の給付を上回るときなど、一定の要件を満たす場合に船員保険から給付を行います。対象となる方には、船員保険部から申請書をお送りしますので、ご申請をお願いします。

※この記事は、全国健康保険協会の資料を基に作成